

◎佐賀県条例第37号

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与の支払) 第2条の2 略</p> <p>(給料表) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 医療職給料表（別表第4） ア・イ 略 <u>ウ 医療職給料表（三）</u></p>	<p>(給与の支払) 第2条の2 略 (給与からの控除) <u>第2条の3 給与を支給するときは、当該給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</u> (1) <u>職員を居住させるため県が設置する宿舎の入居料及び当該宿舎を使用するために必要な経費</u> (2) <u>給食に要する経費のうち職員が負担すべきもの及び勤務に伴い必要となる施設の利用に係る経費</u> (3) <u>職員の相互共済を目的とする団体のうち任命権者が定める団体に対して支払うべき掛金及び貸付金の元利償還金</u> (4) <u>職員が締結した保険法（平成20年法律第56号）第2条第1号に規定する保険契約に係る同号に規定する保険料</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が認めたもの</u> (給料表) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 医療職給料表（別表第4） ア・イ 略</p>

改正前	改正後
<p>2・3 略 (初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、<u>第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間</u>、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</u> 月額2,500円</p>	<p>2・3 略 (初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、<u>第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内</u>、<u>第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間</u>、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</u> 月額15,000円</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの</u> 月額2,500円</p>
<p>2・3 略 (通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人</u></p>	<p>2・3 略 (通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員(<u>通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定める者に限る。</u>)であつて、<u>通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に</u></p>

改正前	改正後
<p>事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>国家公務員、地方公務員(職員を除く。)</u>又は<u>その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)</u>からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5～7 略</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p>	<p>照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p>

改正前									改正後									
ア 略 イ 医療職給料表（二）									ア 略 イ 医療職給料表（二）									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
		略									給料月額	略						
再任用職員以外の職員		略							円	再任用職員以外の職員		略						
	1	略							375,900		1	略						
	2	略							378,600		2	略						
	3	略							381,300		3	略						
	4	略							384,000		4	略						
	5	略							386,300		5	略						
	6	略							389,100		6	略						
	7	略							391,700		7	略						
	8	略							394,500		8	略						
	9	略							396,600		9	略						
	10	略							398,900		10	略						
	11	略							401,200		11	略						
	12	略							403,400		12	略						
	13	略							405,500		13	略						
	14	略							407,600		14	略						
	15	略							409,600		15	略						
	16	略							411,700		16	略						
	17	略							413,600		17	略						
18	略							415,600	18	略								

改正前			改正後		
19		<u>417,500</u>	19		
20		<u>419,700</u>	20		
21		<u>421,500</u>	21		
22		<u>423,100</u>	22		
23		<u>424,800</u>	23		
24		<u>426,300</u>	24		
25		<u>427,800</u>	25		
26		<u>429,100</u>	26		
27		<u>430,400</u>	27		
28		<u>431,800</u>	28		
29		<u>433,100</u>	29		
30		<u>434,300</u>	30		
31		<u>435,500</u>	31		
32		<u>436,600</u>	32		
33		<u>437,900</u>	33		
34		<u>439,100</u>	34		
35		<u>440,300</u>	35		
36		<u>441,500</u>	36		
37		<u>442,800</u>	37		
38		<u>443,700</u>	38		
39		<u>444,100</u>	39		
40		<u>444,800</u>	40		
41		<u>445,300</u>	41		
42		<u>445,700</u>	42		
43		<u>446,100</u>	43		
44		<u>446,500</u>	44		
45		<u>446,900</u>	45		

改正前			改正後		
	46	<u>447,300</u>		46	
	47	<u>447,700</u>		47	
	48	<u>448,000</u>		48	
	49	<u>448,300</u>		49	
	50	<u>448,700</u>		50	
	51	<u>449,000</u>		51	
	52	<u>449,400</u>		52	
	53	<u>449,700</u>		53	
	略			略	
再任用職員	略	<u>369,700</u>	再任用職員	略	
備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。			備考 <u>1</u> この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの（ <u>第7条の2の規定により管理職手当を支給する職にある職員を除く。</u> ）に適用する。 <u>2</u> この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。		

別表第4のウを削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表第8（第3条関係）	別表第8（第3条関係）

改正前		改正後	
医療職給料表等級別基準職務表		医療職給料表等級別基準職務表	
ア 略		ア 略	
イ 医療職給料表（二）等級別基準職務表		イ 医療職給料表（二）等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
3級	<u>1 本庁の係長の職務</u> <u>2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務</u>	3級	特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
4級	<u>本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務</u>	4級	<u>主査の職務</u>
5級	<u>1 本庁の副課長の職務</u> <u>2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務</u>	5級	係長の職務
6級	<u>1 本庁の課長の職務</u> <u>2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務</u>	6級	本庁の副課長の職務
7級	<u>1 本庁の副部長の職務</u> <u>2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務</u>		
ウ 医療職給料表（三）等級別基準職務表			
職務の級	標準的な職務		
1級	<u>技師の行う職務</u>		
2級	<u>相当高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務</u>		
3級	<u>1 本庁の係長の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務</u>		

改正前		改正後
4級	本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務	
5級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務	
6級	本庁の課長の職務	

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の次に1条を加える改正規定、第10条第3項の改正規定及び同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の佐賀県職員給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第4のイ及びウの給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表(以下「旧給料表」という。)、切替日にその者が適用を受けることとなる給料表(以下「新給料表」という。)及び切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、この条例による改正後の佐賀県職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第5及び別表第8のイに定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第4のイ及びウの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧給料表、新給料表、旧級、新級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 切替日の前日において改正前の給与条例別表第4のウの給料表の適用を受けていた職員のうち切替日において改正後の給与条例別表第4のイの給料表の適用を受けることとなる職員の新号給は、新たに職員となったときから改正前の給与条例別表第4のイの給料表の適用を受けていたものとみなして人事委員会規則で定める初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に切替日の前日に属することとなる職務の級及び同日に受けることとなる号給をそれぞれ旧級及び旧号給とし、旧給料表、新給料表、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(切替えの特例)

第4条 切替日に職務の級を異にして異動する職員（人事委員会の定める職員を除く。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2条の規定の適用については、附則第2条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第1項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」と、同条第2項中「場合に切替日の前日に属することとなる職務の級」とあるのは「場合でその者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとしたときに属することとなる職務の級」とする。

2 前条の規定の適用を受ける職員について、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第6条 附則第2条の規定により新級を決定される職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 附則第2条の規定により新級を決定される職員（前項に規定する職員を除く。）及び人事委員会規則で定める職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第7条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第17条第5項（改正後の給与条例第17条の4第4項において準用する場合及び佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与条例第17条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号）附則第6条の規定による給料の額との合計額」とする。

（初任給調整手当の経過的特例）

第8条 附則第2条の規定により新級を決定される職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する改正後の給与条例第7条の3の規定の適用については、同条第1項第3号中「15,000円」とあるのは「18,000円」とする。

(給料の調整額の経過措置)

第9条 改正後の給与条例第7条の規定により給料の調整を行う職にある職員のうち、附則第2条の規定により新級を決定される職員で、人事委員会規則で定めるものには、令和8年3月31日までの間、改正後の給与条例第7条に規定する給料の調整額のほか、人事委員会規則で定める額を給料の調整額として支給する。

(人事委員会規則への委任)

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第11条 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年佐賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(第2号会計年度任用職員に対する給与) 第3条 略 2 第2号会計年度任用職員の給料表の種類は、県職員給与条例及び学校職員給与条例に掲げるもののうち、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。 (1) 略 (2) 県職員給与条例別表第4の <u>ウ</u> 又は学校職員給与条例別表第4の医療職給料表 3～6 略	(第2号会計年度任用職員に対する給与) 第3条 略 2 第2号会計年度任用職員の給料表の種類は、県職員給与条例及び学校職員給与条例に掲げるもののうち、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。 (1) 略 (2) 県職員給与条例別表第4の <u>イ</u> 又は学校職員給与条例別表第4の医療職給料表 3～6 略

附則別表第1 (附則第2条関係)

職務の級の切替表

旧給料表	新給料表	旧級	新級
		1級	1級
		2級	2級
		3級	3級
	医療職給料表(二)		4級

医療職給料表（二）	行政職給料表	4 級	4 級
		5 級	5 級
		6 級	6 級
			7 級
		7 級	7 級
		8 級	
医療職給料表（三）	医療職給料表（二）	1 級	1 級
		2 級	2 級
		3 級	3 級
			4 級
		4 級	4 級
	5 級	5 級	
		6 級	
	行政職給料表	6 級	7 級

附則別表第 2（附則第 3 条関係）

号給の切替表

ア 新給料表が医療職給料表（二）である職員の新号給

旧号給 \ 新級	旧級	1 級	2 級	3 級		4 級	5 級	6 級
	新級	1 級	2 級	3 級	4 級	4 級	5 級	6 級
1		1	1	1	1	1	1	1
2		2	2	2	1	2	1	1

3	3	3	3	1	3	1	1
4	4	4	4	1	4	2	2
5	5	5	5	1	5	3	3
6	6	6	6	1	6	4	4
7	7	7	7	1	7	5	5
8	8	8	8	1	8	6	6
9	9	9	9	1	9	7	7
10	10	10	10	1	10	8	8
11	11	11	11	1	11	9	9
12	12	12	12	1	12	10	10
13	13	13	13	1	13	11	11
14	14	14	14	2	14	12	12
15	15	15	15	3	15	13	13
16	16	16	16	4	16	14	14
17	17	17	17	5	17	15	15
18	18	18	18	6	18	16	16
19	19	19	19	7	19	17	17
20	20	20	20	8	20	18	18
21	21	21	21	9	21	19	19
22	22	22	22	10	22	20	20
23	23	23	23	11	23	21	21
24	24	24	24	12	24	22	22
25	25	25	25	13	25	23	23
26	26	26	26	14	26	24	24
27	27	27	27	15	27	25	25
28	28	28	28	16	28	26	26

29	29	29	29	17	29	27	27
30	30	30	30	18	30	28	28
31	31	31	31	19	31	29	29
32	32	32	32	20	32	30	30
33	33	33	33	21	33	31	30
34	34	34	34	22	34	32	31
35	35	35	35	23	35	33	32
36	36	36	36	24	36	34	33
37	37	37	37	25	37	35	34
38	38	38	38	26	38	36	35
39	39	39	39	27	39	37	36
40	40	40	40	28	40	38	37
41	41	41	41	29	41	38	37
42	42	42	42	30	42	39	38
43	43	43	43	31	43	40	39
44	44	44	44	32	44	41	39
45	45	45	45	33	45	42	40
46	46	46	46	34	46	42	40
47	47	47	47	35	47	43	41
48	48	48	48	36	48	44	42
49	49	49	49	37	49	45	42
50	50	50	50	38	50	46	42
51	51	51	51	39	51	47	43
52	52	52	52	40	52	48	43
53	53	53	53	41	53	49	44
54	54	54	54	42	54	50	44

55	55	55	55	43	55	51	45
56	56	56	56	44	56	51	45
57	57	57	57	45	57	52	46
58	58	58	58	46	58	53	46
59	59	59	59	47	59	54	47
60	60	60	60	48	60	55	48
61	61	61	61	49	61	55	48
62	62	62	62	50	62	56	49
63	63	63	63	51	63	57	50
64	64	64	64	52	64	58	51
65	65	65	65	53	65	59	52
66	66	66	66	54	66	60	
67	67	67	67	55	67	61	
68	68	68	68	56	68	62	
69	69	69	69	57	69	62	
70	70	70	70	58	70	63	
71	71	71	71	59	71	64	
72	72	72	72	60	72	65	
73	73	73	73	61	73	66	
74	74	74	74	61	74	66	
75	75	75	75	62	75	67	
76	76	76	76	62	76	69	
77	77	77	77	63	77	70	
78	78	78	78	63	78	71	
79	79	79	79	64	79	72	
80	80	80	80	64	80	73	

81	81	81	81	65	81	73	
82	82	82	82	65	82	74	
83	83	83	83	66	83	75	
84	84	84	84	66	84	75	
85	85	85	85	67	85	76	
86		86	86	67	86		
87		87	87	68	87		
88		88	88	68	88		
89		89	89	69	89		
90		90	90	70	90		
91		91	91	71	91		
92		92	92	72	92		
93		93	93	73	93		
94		94	94	73	94		
95		95	95	74	95		
96		96	96	74	96		
97		97	97	74	97		
98		98	98	74	98		
99		99	99	74	99		
100		100	100	74	100		
101		101	101	74	101		
102		102	102	74	102		
103		103	103	74	103		
104		104	104	74	104		
105		105	105	74	105		
106			106	74			

107			107	74			
108			108	74			
109			109	74			
110			110	74			
111			111	74			
112			112	74			
113			113	74			

イ 旧給料表が医療職給料表（二）で新給料表が行政職給料表である職員の新号給

旧号給 \ 新級	旧級	7 級	
	6 級	7 級	8 級
1	1	6	1
2	1	7	1
3	1	8	1
4	1	9	1
5	1	10	1
6	1	11	1
7	1	12	1
8	1	13	1
9	1	14	2
10	1	15	3
11	1	16	4
12	1	17	5
13	1	18	6
14	1	19	7

15	1	20	8
16	1	21	9
17	1	22	10
18	2	23	11
19	3	24	12
20	4	25	13
21	4	26	14
22	5	28	16
23	6	29	17
24	7	30	18
25	8	30	18
26	8	31	19
27	9	32	20
28	10	34	22
29	10	35	23
30	11	36	24
31	12	36	24
32	12	37	25
33	13	38	25
34	13	40	26
35	14	41	27
36	14	43	28
37	15	45	28
38	15	46	28
39	16	47	28
40	16	47	28

41	17	49	29
42	17	49	29
43	17	50	29
44	18	51	29
45	18	52	29
46	18	53	30
47	18	54	30
48	19	54	30
49	19	55	30
50	19	56	30
51	19	57	30
52	19	58	31
53	19	59	31
54	20		
55	20		
56	20		
57	20		
58	20		
59	20		
60	21		
61	21		
62	21		
63	21		
64	21		
65	21		

ウ 旧給料表が医療職給料表（三）で新給料表が行政職給料表である職員の新号給

旧号給	旧級	6級
	新級	7級
1		1
2		1
3		1
4		1
5		1
6		1
7		1
8		1
9		1
10		1
11		1
12		1
13		1
14		1
15		1
16		1
17		1
18		2
19		3
20		4
21		4
22		5

23	6
24	7
25	8
26	9
27	9
28	10
29	11
30	11
31	12
32	13
33	14
34	14
35	15
36	16
37	16
38	17
39	18
40	19
41	20
42	21
43	22
44	22
45	23
46	24
47	24
48	25

49	26
50	26
51	27
52	28
53	29
54	29
55	30
56	31
57	32
58	32
59	33
60	33
61	33
62	34
63	34
64	35
65	35
66	35
67	36
68	36
69	36